

知財教育タスクフォース

2016年2月18日

「高専での知財教育の実践及び国立高専機構の取組と課題」

旭川工業高等専門学校一般人文科 谷口牧子

I 国立高専機構本部の取組

①知財教育ワーキンググループの設置(平成22年度)

- ・知財教育実践に関するアンケート調査を、2度、全ての国立高専に対して実施(22年度および23年度)
- ・ほぼすべての国立高専で、知財教育が実施されていることが判明。
- ・それぞれ専門的な背景の異なる教員が、ユニークな知財授業を展開している。
- ・独法化以前には、ほぼ40年にわたり、各高専が、単体でカリキュラムを展開してきたため、地域の特性や地理的条件を反映させた知財教育実践を実施してきた。反面、全く同じような知財に関わる授業を実施することは、現時点では困難な状況にある。
- ・高専教育の質の向上を目指して策定された「モデルコアカリキュラム」が本格的に動き始めたが、知財はモデルコアの横串の位置づけとなっている。
- ・卒業後、各企業において即戦力となり、知財を創出する側になる高専卒業生にとって、知財を学ぶことは必要不可欠である。

②国立高等専門学校機構主催の企画

- ・平成23年度 全国高専教育フォーラム (鹿児島大学)
知財教育セッション 「旭川高専における知財教育の取組事例」
- ・平成24年度 全国高専教育フォーラム (国立オリンピック記念青少年総合センター)
「知財教育の質保証と実質化ワークショップ」
- ・平成27年度 全国高専フォーラム (東北大学)
オーガナイズドセッション
「国立高専における知財教育の発展的推進と次世代型知財人財の育成」

③日本弁理士会との協定(平成25年3月)

「知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための協力に関する協定」

④課題として

- ・本科低学年における知財関連科目をどのように設定するのか。
- ・知財の保護の問題を扱う際に、法律専門の教員が欲しい。たとえ教員がいても、知的財産関連法の専門家ではないことが多い。
- ・高専における一般教育科目で、どのように知財に取り組むのか。
- ・一般科目と専門科目を、どのようにリンクさせて知財教育を進展させるのか

Ⅱ 旭川高専における知財教育実践

① 準学士課程(本科生)対象科目

1年生

現代社会：知的財産権の基礎的な概要を理解する
情報基礎：著作権を中心にリテラシーについて学ぶ

2年生

地理：異文化理解教育の観点から、知財がグローバルな性質を有するものであることを理解する。
身近な地域の知的財産権を調べる。(この調査は社会性を身に付けることに繋がっている)

5年生

知的財産権論(5年生前期必修科目) → 5年生全員に特許明細書を作成させた

今年度から、新カリキュラムにおいて、「知的財産権論」という名称の科目で、本科全ての5年生が必修で、知財を学ぶこととなった。これまでは、選択科目の位置づけであったが、将来エンジニアとなる人々に不可欠な素養であるという観点から、全ての学生が知財を学ぶことが出来るように配慮したものである。

産業財産権のみならず、著作権や種苗権にも言及した授業内容となっており、関連法規の学習から、特許情報プラットフォーム(以下 JPP)を参考に、特許明細書の書き方を習得し「身近にこんなものがあたらいいな」をテーマに、特許明細書を作成させた。

知財学習における ICT の利用価値は大きく、関連法規をサイトで調査し、JPP で既に出願されている先行技術に触れ、他者の権利を尊重しながら、学生各自のオリジナルな発明を文章化し、図も加えるという作業を行った。

JPP を利用して特許明細書を作成させることは、自己の権利保護と他者の権利を尊重する意識を涵養するとともに、JPP からは、国際出願の状況も把握できるため、特許がグローバルな性質を持つ権利であることも実感できる。JPP の利用により、バランスのとれた人格形成にも寄与できると思われる。これまでの実績も踏まえ、必修科目として全学的に知財科目を展開できるようになったことで、今後もさらなる進展を目指したい。

参照:独立行政法人工業所有権情報・研修館HP参照(取組紹介映像・事例集 平成21年度)

<http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/suisin/intro-move.html>

② 旭川高専における知財学習の成果

平成21年度

- ・全国パテントコンテスト入賞(1件)本科3年生2名
- ・専攻科生を発明者とする特許出願(電動車いす)を行う。(特許第5158702号)

平成22年度

- ・全国デザインパテントコンテスト入賞(1件)本科2年生

平成23年度

- ・[移乗介護補助具]で特許権取得(特許第4778099号)
- ・[包装用押し出しチューブ]で意匠権取得(意匠登録第1429809号)
- ・キャンパスベンチャーグランプリ北海道大会最優秀賞受賞(学生4名のチーム)移乗介護補助具(特許第4778099号)を利用したのビジネス展開)
- ・キャンパスベンチャーグランプリ全国大会出場
- ・第14回エネルギー利用技術作品コンテストにおいて、本科2年生が「JST理事長賞」受賞
- ・デザインパテントコンテスト入賞(1件)本科2年生
- ・ドリームマテリアルコンテスト(東北大学主催)
団体賞(発明研究会)・優秀賞(個人1件)本科3年生

平成24年度

- ・[コンパス]で意匠権取得（意匠登録第1466228号）
- ・第15回エネルギー利用技術作品コンテストにおいて本科3年生が「日本機械学会理事長」賞受賞
- ・デザインパテントコンテスト入賞（2件） 本科5年生1名と本科3年生2名、 本科4年生

平成25年度

- ・[しおり]で意匠権取得（意匠登録第1480387号）
- ・[椅子用肘掛け]で意匠権取得（意匠登録第1490240号）
- ・第16回エネルギー利用技術作品コンテストにおいて全応募作品が入選を果たす(平成25年10月)
- ・デザインパテントコンテスト入賞（1件） 本科1年生
- ・同コンテストにおいて文部科学省 科学技術・学術政策局長賞受賞

平成26年度

- ・第17回エネルギー利用技術作品コンテストにおいて、本科1年生が「中小企業庁長官賞」受賞
- ・[爪切り]で意匠権取得（意匠登録第1508307号）
 - ・2級知的財産管理技能士の誕生（3年生の学生が1月14日に、正答率95%以上で2級知的財産管理技能士に合格）（※事務局の説明： 過去19回実施した2級試験において、合格時に18歳の受験生は、全国で4名のみ。その大半が、大学生・社会人である。）
- ・パテントコンテスト入賞（2件） 本科5年生・本科3年生
- ・デザインパテントコンテスト入賞（2件）本科5年生・本科4年生

平成27年度

- ・[飲料容器傾斜具]で特許権主取得（特許登録5844926号）
- ・[座標指示機]で意匠権取得（意匠登録1540369号）
- ・全国パテントコンテスト入賞（1件）本科5年生
- ・全国デザインパテントコンテスト入賞（2件）本科5年生・本科2年生
- 同コンテストにおいて、2回目となる文部科学省 科学技術・学術政策局長賞受賞

③新たな課題（未成年者のプライバシーを如何に守るか）

パテントコンテスト入賞後の出願という法律行為によって、教育現場においては、新たな問題もみえてきた。高校生や高専低学年は未成年者であるため、特許公報や特許情報プラットフォームには、未成年者である発明者や権利者とともに、法定代理人の氏名が掲載される。その結果として、法定代理人（親権者）が2名の場合と、1名の場合、さらに、1名の場合は、両親が死別したのか離婚したのかという憶測を働かせるのに十分な材料を与えることになる。

日本の現行家族法の規定が、離婚の際、夫婦の間に未成年者がいる場合、夫（未成年者の父）、妻（未成年者の母）のどちらか一方のみを親権者と指定するように定めている以上、特許公報等に、法定代理人である親権者の記載が1名であるか2名であるかは、本来の特許出願とは直接関わりのない未成年者のプライバシーを公表することにつながっている。その一方で、成年に達した人が発明者や権利者の場合には、公表により家族関係が明白になることはない。

本来、法によって手厚く保護されるべき未成年者が、プライバシーを、その出願によって、ネット上にさらけ出さなければならないのが現行のシステムである。

出願の際に、法定代理人が関与することは、他の制度との調和を考える意味で、全く不要なものであるとはいえないとしても、未成年者のプライバシー尊重との比較考量の上で、その軽重を判断する必要がある。出願手続の際には、法定代理人の特定だけが重要であり、その間の事情を公表することにより、結果として未成年者のプライバシーを害する結果を伴う措置については回避すべきではないのか。すなわち、公表せずに原簿の記載にとどめる等の対策が必要となろう。家族法の立法趣旨にしたがい、出願に関わる未成年者保護のシステム作りが急務である。このことにより、青少年を対象とした知的財産教育や知財人材育成という国家政策に副うこととなり、未成年者の出願に伴う困惑を払拭することになるものと考ええる。